

# 奈良県地域貢献サポート基金 登録団体募集のお知らせ

## 1. はじめに

- 奈良県では、県民や企業から寄せられる寄付金を、NPOや自治会などの活動の支援につなげるしくみとして「奈良県地域貢献サポート基金」を実施しています。この基金制度では、寄付方法として、「テーマ希望寄付」、「団体支援寄付」、「一般寄付」、「ワンクリック寄付」の4つの方法があります。
- このうち「団体支援寄付」は、あらかじめ登録した団体の中から、県民等が支援したい団体を選んだうえで、基金に寄付をしていただき、その希望に沿って、県が団体に対し「NPO活動等団体支援助成金」（以下、「助成金」という。）を交付する制度です。  
※登録団体に対し寄付があった場合、寄付金額をそのまま団体に交付する制度ではございません。詳しくは、[4. 助成金の交付について](#)をご覧ください。
- このお知らせでは、この「団体支援寄付」にかかる登録団体を募集する際の手続き等を定めています。

## 2. 登録制度の概要

- 登録を希望する団体は、予め団体登録の申請をします。
- 申請のあった団体の登録の可否について、奈良県協働推進審査会において審査します。
- 審査会で登録が適当と決定された団体は、基金のホームページ上に掲載されます。  
\*県の役割としては、広く県民等に対して、登録された団体の情報提供を行うということであり、県がNPO等の団体に代わって個別に寄付を集めるというものではありません。
- 登録団体に対する支援を希望する寄付があった場合、その寄付を活用して、当該団体が行う公益的な事業に対し助成金を交付することにより支援します。
- 助成金の交付に当たっては、寄付者の意向を最大限尊重しますので、寄付者から支援先として希望があった団体を優先的に助成する見込みです。  
\*ただし、寄付の一部（5%程度）は、基金制度のPRなど制度全般の事業推進経費として活用させていただきます。
- 登録の有効期間は、原則として登録開始日が含まれる年度の翌年度末までとなります。なお、登録は、再申請により更新することができます。

## 3. 登録手続き・要件

- 登録団体は、助成金を受けられるなどのメリットがありますが、県が仲介して県民の方々から広く寄付を募るものであることから、登録には、一定の要件が必要です。また、事業実績などの報告義務や積極的な情報提供が求められます。

## (1)団体の要件

● 登録申請できるのは、次の①～③のいずれかに該当する団体です。

- ① 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）に定めるNPO法人のうち、次の要件を満たすもの。
  - ア 奈良県内に事務所を有し、法第2条第1項に定める特定非営利活動を行う主たる区域が奈良県内であること。
  - イ 特定非営利活動に関して原則1年以上の継続的な活動実績があること。
  - ウ 法第29条に規定する事業報告書等を所轄庁に提出していること。
  - エ 法人の運営について、法に規定する適切な運営がなされていること。
  - オ 法人の運営について、県民が自主的・主体的に行っているものであること。
  - カ 過去に偽りその他不正の手段により登録されたことにより抹消された団体又は過去に基金の信用を損なう行為をしたため登録を抹消された団体ではないこと。
- ② 社会貢献活動及び地域貢献活動を主たる目的とする法人格のないボランティア団体、一般社団法人若しくは一般財団法人（公益社団法人、公益財団法人及び特例民法法人を除く。）又は自治会、町内会、老人会、婦人会等の地縁組織のうち、次の全てを満たすもの。
  - ア 奈良県内に活動の拠点を有し、社会貢献活動や地域貢献活動を行う主たる区域が奈良県内であること。
  - イ 社会貢献活動や地域貢献活動に関して原則1年以上の継続的な活動実績があること。
  - ウ 団体の役員が法第20条に規定する欠格事項（成年被後見人、被保佐人、復権していない破産者等）に該当しないこと。
  - エ 暴力団、又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体ではないこと。
  - オ 法第2条第2項第2号に該当する団体であること。
  - カ 組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）、予算及び決算書類を整備していること。
  - キ 団体の運営について、県民が自主的・主体的に行っているものであること。
  - ク 過去に偽りその他不正の手段により登録されたことにより抹消された団体又は過去に基金の信用を損なう行為をしたため登録を抹消された団体ではないこと。

## 法第20条 (②ハ関係)

- 第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。
- 一 成年被後見人又は被保佐人
  - 二 破産者で復権を得ないもの
  - 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
  - 四 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の二第七項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
  - 五 暴力団の構成員等
  - 六 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者

- ③ 上記①又は②に該当する複数の団体から構成される実行委員会等。ただし、前号アからクまでの規定を満たす公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人、社会福祉法人及び医療法人を含んでも構わないとし、「特定非営利活動又は社会貢献活動や地域貢献活動に関して原則1年以上の継続的な活動実績があること。」の要件は、構成団体の3分の2以上の団体が満たせば足りるものとする。

## (2)登録申請

- 上記(1)の要件を満たし、登録を希望する団体は、次の書類を作成し、県協働推進課あて郵送もしくは持参により申請してください。  
\*申請書類はお返ししませんので、必ずコピーをとっておいてください。
- 書類を郵送される場合には、必ず特定記録郵便または簡易書留郵便（配達記録のある宅配便を含む。）でお送りください。
- 今回の申請の締切日は、平成25年2月28日（木）【必着】です。  
\*登録の審査は、原則として年3回（6月、9月、3月）行います。  
今回の審査は、平成25年3月に行い、平成25年4月に登録開始となります。

## (3)登録申請にかかる書類

- ① 奈良県地域貢献サポート基金団体登録申請書（様式1）
- ② 団体概要書（様式2） ※
- ③ 団体の定款、規約、会則等 ※
- ④ 直近1年間の活動（事業）報告書及び収支計算書 ※
- ⑤ 団体役員名簿（様式3）※
- ⑥ 団体の会員名簿
- ⑦ 団体目的等についての誓約書（様式4）
- ⑧ その他、活動内容を紹介した記事や広報誌など、活動状況を審査する際の参考となるもの

- NPO法人の場合は、④～⑥の書類に代えて、法第29条に基づき、毎年度所轄庁へ提出が義務付けられている次の書類のうち、直近のもののコピーを提出することができます。

◎事業報告書	◎財産目録	◎貸借対照表	◎活動計算書（収支計算書）
◎前事業年度の役員名簿	◎社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書類		

- 申請書の様式データについては、基金のホームページ上に掲載しております。  
<http://www.naravn.jp/kikin/format/>

#### **(4)登録審査・登録決定**

- 申請に基づき、登録審査を行います。審査は「奈良県協働推進審査会」において行います。
- 申請書類に不備や記載漏れがある場合には、審査を行えず、登録できないこととなりますので、ご注意ください。
- 審査は、申請団体が登録要件を満たしているか、活発な活動が継続的に行われているか等の観点から審査します。
- 審査結果については、審査会終了後すみやかに各団体に通知します。
- 審査会で登録が適当と決定された団体は、登録団体として、基金のホームページに掲載されます。なお、ホームページには、登録団体の概要、及び、申請書類のうち「※」の付いた書類をPDF化したものを掲載します。  
\*個人情報保護の観点から、団体役員名簿の住所欄には、マスキング処理を施します。
- 県は、登録団体に対して、一般に対する情報提供のため、資料提供等の協力を求める場合があります。

#### **4. 助成金の交付について**

- 登録団体への支援を希望する寄付があり、その寄付額が5万円以上の場合、または、累計額が5万円以上となった場合には、当該団体に対して、助成金の交付申請が可能である旨と金額を通知します。年度末において5万円に満たない場合は年度末時点の額を通知します。
- 通知を受けた場合、助成金の交付を希望する団体は、別途定める「NPO活動等団体支援助成金交付申請書」を県に提出してください。
- 県では、提出された交付申請書について、申請内容が登録申請の際に提出した団体概要書（様式2）に記載した寄付者へのPRの内容と合致しているか、申請額は妥当か、等を審査した上で、助成金の交付決定をします。助成金は事業に対して支出する経費にのみ使用できます。
- 助成金の支払いは、原則として事業完了後です。（助成金の概算払いを希望される場合には、交付決定額の2分の1の範囲内で概算払を受けることができます。）

## **5. 登録団体の活動状況の報告及び公開**

- 活動状況を把握するため、登録団体には、寄付の有無にかかわらず、毎年度、各団体の事業年度の最終日から3ヶ月以内に、前年度の「活動報告書」「収支計算書」及び「最新の役員名簿」を提出いただく必要があります。なお、提出された書類については、PDF化したものを基金のホームページに掲載します。

\*NPO法人の場合は、上記の書類に代えて、法第29条に基づき、毎年度所轄庁へ提出が義務付けられている「事業報告書」、「財産目録」、「貸借対照表」、「活動計算書（収支計算書）」、「前事業年度の役員名簿」のうち直近のもののコピーを提出することができます。

- 登録団体は、広く県民に情報を提供するため、団体の事務所等において団体が定める時間に、「3. 登録手続き・要件」の「(3)登録申請にかかる書類」のうち「※」印が付いている書類、及び前項に規定する活動報告書、収支計算書、役員名簿等を備え付けて一般に閲覧させるほか、ホームページ等による情報公開に努めなければなりません。

## **6. 登録の取消について**

- 登録団体が次のいずれかに該当するときは、登録を取り消します。

- ① 「3. 登録手続き・要件」の「(1)団体の要件」を満たさなくなると認められるとき
- ② 「5. 登録団体の活動状況の報告及び公開」に掲げる義務を果たさないとき。
- ③ 助成金の受取りにかかる手続きを行わないとき。
- ④ 偽りその他不正の手段により登録されたと判明したとき。
- ⑤ 基金の信用を損なう行為をしたとき。
- ⑥ 法令等に違反する活動を行ったとき。
- ⑦ 当該団体から登録抹消の申し出があったとき。
- ⑧ 当該団体が解散したとき。
- ⑨ その他、知事が特に必要があると認めるとき。

## **7. その他**

- 本要領及び基金の内容に関して、事前の予告なく変更することがあります。それにより、不利益が生じた場合でも、当方では責任を負いかねますので、予めご了承ください。
- このお知らせは、現在、奈良県地域貢献サポート基金に登録いただいている団体を含めすべてのNPO法人に送付させていただいております。

### **<問合せ先・書類提出先>**

奈良県 暮らし創造部 協働推進課 地域活動推進係  
〒630-8501 奈良市登大路町30

TEL. 0742-27-8713 / FAX. 0742-27-6139

E-mail. [chiiki@nvn.pref.nara.jp](mailto:chiiki@nvn.pref.nara.jp)

ホームページ. <http://www.nvn.pref.nara.jp/kikin/>